

令和 7 年度 社会福祉法人狭山市社会福祉協議会
事業計画書

基本方針

団塊の世代が後期高齢者になる 2025 年を迎え、人口構造や世帯構成が変化し、家族や地域において、人と人とのつながりが希薄化し、認知症や障がい、貧困等を背景に地域住民の孤独・孤立化が進んでいます。多様化・複雑化された地域生活課題が溢れる現在、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、外国人も含め、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現が必要とされています。

本会は、令和 3 年度から 5 年間を期間とする第 4 期狭山市地域福祉活動計画を策定しました。最終年となる本年度は、第 4 期計画のスローガンである「みんなでつくる「ワクワクする『ふくし』」」を合言葉に、前述の課題に取り組むべく、この活動計画に定めた 4 つのプロジェクトに基づき、事業を進めます。

また、令和 4 年度より 4 年間を期間とする第 1 期発展・強化計画を策定しました。最終年となる本年度は、引き続き地域福祉を推進するための基盤となる本会の運営方針や、取り組み内容を整理し、充実に努めてまいります。

地域共生社会の推進や「幸齢社会」の実現、「孤独・孤立」対策、社会福祉協議会基本要領 2025 等を意識しながら、誰もが社会から孤立せず、いきいきと安心してその人らしく暮らせる「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指し、次の事業を重点事業として掲げ、本会の運営を行います。

【重点事業(一部新規を含む)】

- | | | |
|----|----|----------------------------------|
| (重 | 点) | 1. 地域課題の解決力強化(重層的支援体制整備事業)の推進 |
| (重 | 点) | 2. 生活支援体制整備事業の推進 |
| (重 | 点) | 3. コミュニティ・ソーシャル・ワーカー(CSW)の取組強化 |
| (重 | 点) | 4. 狭山市地域福祉活動計画の推進及び次期計画の策定 |
| (重 | 点) | 5. 狭山市社会福祉協議会発展・強化計画の推進及び次期計画の策定 |
| (重 | 点) | 6. 社協活動の理解の促進及び機能強化 |

【重点事業】

1. 地域課題の解決力強化（重層的支援体制整備事業）の推進

事業	実施時期	活動指標	事業内容
住民福祉活動の拠点支援の強化	通年	家賃補助等3か所	住民主体の地域福祉活動の常設拠点への家賃、活動費等の助成を行います。また、常設拠点と連携を図りながら、居場所や役割づくり、体験の場への参加促進を推進します。
引きこもり者への居場所支援	通年	毎週1回	引きこもりがちな方への居場所と役割創出支援を推進します。
コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）の配置			※「重点事業3」に別途掲載

2. 生活支援体制整備事業の推進（市委託事業）

事業	実施時期	活動指標	事業内容
第2層協議体の運営及び更なる推進のための支援	通年	第2層活動10か所	各第2層協議体の活動を振り返りながら、地域課題に沿っているか、新たなニーズや社会資源、強みの確認をしながら協議できているかモニタリングを行い、支え合いの地域づくりを推進します。 また、第2層協議体が立ち上がらない地域に関しては、第1層協議体で協議と立ち上げ支援を継続します。
小地域福祉活動の人材育成	通年	担い手養成研修開催	地域のニーズに合った人材養成講座や市民フォーラム、講演会を開催し、生活支援の担い手とリーダーを養成します。
第1層協議体の運営【一部新規】	通年	協議体開催	第1層協議体の運営を行い、支え合いを生み出す仕組

		年 6 回 意 見 交 換 会 年 1 回	みを整備します。 第 2 層協議体の全地域立ち上げのための支援を行います。併せて、第 2 層協議体代表者との意見交換会を開催し、地域生活課題を検討する仕組みづくりを進めます。
第 2 層協議体代表者会議の開催	通年	年 1 回	第 2 層協議体同士のつながりをつくり、運営上の課題解決等を図るため、代表者による会議を開催します。
小地域福祉に係る社会資源の把握・公開と開発	通年	デ ー タ ベ ー ス の公開 社 会 資 源 一 覧 の 発 行 年 1 回	常に市内の社会資源の把握を行い「地域資源管理サービスサイト」(データベース)を活用した「狭山市地域資源情報サイト さやナビ」を本会ホームページ上にて展開し、社会資源の共有を図ります。また、「社会資源一覧」(紙媒体)を発行します。 ワークショップやアンケート調査等により、住民の身近な社会資源の発掘に努めます。
高校生 YUME プロジェクト協働事業 【新規】	通年		これまでの高校生 YUME プロジェクトの活動を強化するため、若者支援をしている団体と協働事業としてリニューアルし、高校生を中心とした若者が地域活動をする仕組みづくりを進めます。
ボランティアによる移動支援	通年	120 回	移送ボランティアによる地域拠点（生活支援体制整備事業による拠点等）や買い物などの外出支援のために本会車両を活用した福祉運行を行います。

生活支援コーディネーターニュースの発行	通年	年 2 回	狭山市の生活支援体制整備及び地域資源についての情報を発信します。
地域福祉活動 café の開催	通年	年 4 回	地域福祉活動の見える化を行い、地域の社会資源への理解を深めるきっかけをつくります。また、発表する地域福祉活動団体と参加者との交流を通じて、地域福祉活動団体の新たなつながりを促します。

3. コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）の取り組み強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）の取組強化	通年		個別の相談支援を行いながら、地域の生活課題の発見やその解決に向けてCSWの取り組みを強化します。（支部社協担当職員による兼務。）生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターや生活困窮者自立支援事業の自立支援相談員、行政、専門職、地域住民等と連携を図り、個別支援や地域支援にあたっていきます。 併せて、相談記録のシステム化を検討します。
出張相談会の開催	通年	月 1 回 ～	老人福祉センターや生活支援体制整備事業の第2層協議体の活動拠点において、定期的にCSWによる出張相談会を開催します。
部門間連携会議の設置	通年	月 1 回	本会内の連携によりCSWとしてのスキルアップを図るため、情報共有やケース検討を中心とした部門間連携会議

			を設置し、課題解決力の向上を図ります。
埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの参加 【一部新規】	通年		多様な悩みを持つ方々の支援と孤独・孤立を予防する地域づくりに向け、企業やNPO等の支援機関の連携を促進するため埼玉県が設置するプラットフォームに参加し、「孤独・孤立」の視点から既存事業等のあり方を確認します。 併せて、孤独・孤立の問題に対する知識を身につけ、関心を持ってもらうための「つながりサポーター養成講座」を出前講座メニューとして加えます。
地域学校協働活動との連携への働きかけ	通年		コミュニティスクール構想の中、小・中学校を中心として立ち上げる「地域学校協働活動」に、CSWが持つネットワークを活用することで、地域のプラットフォームづくりが推進できることから、「地域学校協働活動」とCSWとの連携について働きかけをしていきます。

4. 狭山市地域福祉活動計画の推進及び次期計画の策定

事業	実施時期	活動指標	事業内容
第4期狭山市地域福祉活動計画の推進	通年		令和3年度からの5か年計画である第4期狭山市地域福祉活動計画に基づき、地域福祉活動推進会議を設置運営するほか、地域福祉活動計画での基本目標を総合的に後押しするための4つの「さやまプロジェクト」を実現するため、

		個々の事業を通じてプロジェクトを推進するなど、地域住民・地域福祉活動者と共に地域福祉の推進に努めます。 ①地域福祉活動推進会議の開催（年7回） ※第1層協議体との合同会議を含む ②事業等を通じた「さやまプロジェクト」の推進 【プロジェクト1】 「つながり」のバリエーションを増やそう～「つながり」づくりの推進～ 【プロジェクト2】 みんなの居場所を増やそう～「ホッ」とする場所をつくる～ 【プロジェクト3】 新たな「ふくし」人材と知り合おう～広がれ「ふくし」の輪～ 【プロジェクト4】 福祉圏域における地域福祉のプラットフォームづくりを進めよう～「ふくし」で地域づくり～
第5期狭山市地域福祉活動計画の策定 【新規】	通年	令和8年度からの5か年計画となる第5期狭山市地域福祉活動計画を策定するため、地域福祉活動推進会議を策定委員会に位置づけ、策定を進めます。 ①策定委員会（7回） ②地域福祉活動団体へのアン

			ケート調査の実施
--	--	--	----------

5. 狭山市社会福祉協議会発展・強化計画の推進及び次期計画の策定

事業	実施時期	活動指標	事業内容
狭山市社会福祉協議会 発展・強化計画の推進	通年		令和4年度からの4か年計画である第1期発展・強化計画に基づき、進行管理体制を整備し、発展・強化計画の計画的な推進を図ります。
第2期狭山市社会福祉協議会発展・強化計画の策定 【新規】	通年		令和8年度からの5か年計画となる第2期狭山市社会福祉協議会発展・強化計画の策定を進めます。

6. 社協活動の理解の促進及び機能強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
社協活動の理解の促進	通年		本会の活動PRのため、ユニフォームやピンバッジ、のぼりを活用し、広報活動に努めます。 市民の皆様に即時的に有益な情報発信をするため、本会のホームページやFacebook、Instagram、YouTubeチャンネル等を積極的に活用します。
登録者への自動メール配信	通年	メール 500件/ 回 50回/年 配信	アドレス登録のある方に対し、イベント周知やボランティア募集など、多様な情報を自動メール配信にてタイムリーに届けます。 登録者を増やすよう、二次元コードの導入など仕組みの周知をします。
大口寄付に基づく企業名等を冠した助成金の創設検討 【新規】	通年		企業等から用途を指定された大口寄付に対応をするため、寄付をしてくれた企業名等を冠した助成金を創設し、

			運用をしていくことを検討します。
災害時の対策の充実	通年		避難所等となっている指定管理者としての施設や本会事務所における災害時の対応方法を検討していきます。
クローバープロジェクト（生理用品の配布）	通年	随時	生理の貧困に対応するため生理用品の配布や窓口等に設置します。また、受取に来た方の相談のきっかけとなるよう努めます。

【一般事業】

1. 法人組織・事務局機能の強化
2. 調査研究
3. 連絡調整
4. 普及・宣伝
5. 社会福祉大会の実施
6. 財源の確保
7. 福祉教育
8. 高齢者福祉
9. 障害者福祉
10. 児童福祉・母子（父子）福祉
11. 介護保険事業
12. 歳末たすけあい配分事業
13. 相談体制の強化
14. 人材育成
15. 市民への福祉出前講座
16. 福祉資金の貸付等
17. 地域福祉活動の推進
18. 施設の管理運営（指定管理者）
19. ボランティアセンター
20. 有償福祉サービスささえあい狭山
21. 収益事業

【一般事業】

1. 法人組織・事務局機能の強化

☐ 法人運営機能の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 理事会	6、7、11、3月	年4回	本会の中心となり、運営上の経営方針を立てます。
(2) 監事会	5、10月	年2回	運営管理、事業の執行状況及び財産の状況等について監査を行います。
(3) 評議員会	6、3月	年2回	運営管理の重要事項及び事業の基本方針について審議決定を行います。
(4) 支部長会議	7、12、3月	年3回	支部社会福祉協議会に関する近況報告及び直面する課題解決の方向性を検討します。
(5) 三役会議	随時		直面する重要課題について方向性を検討します。
(6) 評議員選任・解任委員会	随時		評議員の選任及び解任を行います。
(7) 事務局機能の強化	随時		職員会議やグループウェアを活用し、情報の共有を進め、業務の効率化を図ります。
(8) 事務事業評価の活用	随時		経営を意識した職員を育成するため、事務事業評価を行い、既存事業の見直しや事業に対する意識を高めていきます。

☐ 委員会機能の充実

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) ボランティアセンター運営委員会	6、3月	年2回	ボランティアセンター事業の有効適切な運営を図ることを目的として、現状にあったボランティアセンターのあり方や人材育成についての課題等、検討します。

(2) 援護資金貸付審査委員会	随時	年 2 回	生活の安定を図るため、生活にお困りの方からの貸付申請に基づき、可否を審査するとともに、必要に応じ生活困窮者自立支援事業とも連携し、支援します。
(3) 手話通訳者派遣事業運営委員会	6、2 月	年 2 回	手話通訳者派遣事業運営を円滑に進めることを目的とし、情報共有、質の向上を図ります。
(4) ささえあい狭山運営委員会	5、8、11、3 月	年 4 回	ささえあい狭山の適切な運営を図ることを目的として、市民の連帯と相互扶助を促進するとともに、会員の増強を図ります。
(5) さやま成年後見センター運営委員会	6、9、12、3 月	年 4 回	さやま成年後見センターの適正な運営を図り、法人後見受任の適否や受任状況の確認を行い、法人成年後見事業に透明性・公正性を確保します。
(6) 助成金交付事業審査委員会	6 月	年 1 回	地域福祉の向上に資することを目的とした団体からの助成金申請に対し、交付の適否及び決定について審議し、適正化を図ります。

□ 内部委員会機能の充実

事 業	実施時期	活動指標	事 業 内 容
(1) 感染症対策検討委員会	8、2 月	年 2 回	感染症の発生を予防するため職員への研修・周知・発生時の対応方法を検討し発生時の蔓延を予防します。
(2) 虐待防止委員会	8、2 月	年 2 回	児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待など、様々な種類の虐待を未然に防ぎ、発生した場合には適切に対応をします。

(3) 身体拘束適正化 検討委員会	8、2月	年2回	虐待防止のための計画を策定し虐待防止のチェックとモニタリング、虐待発生時やその疑いが生じた場合、検証結果と再発防止策の検討内容や結果を従業者へ周知・徹底します。
----------------------	------	-----	--

□ 役職員研修会の実施・充実

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 埼玉県社会福祉協議会等研修	随時		全国社会福祉協議会や埼玉県社会福祉協議会等が開催する研修に参加し、役職員の研鑽や社会福祉を取りまく動向の把握に努めます。 (研修例) 市町村社協常務理事・事務局長会議及び地域福祉推進担当課長会議 市町村社協会計研修 生活福祉資金貸付担当者研修 日常生活自立支援事業専門員研修会 成年後見活用講座 法人後見実施社協等連絡会議 生活支援コーディネーター現任研修 生活困窮者支援に関する研修
(2) 職員提案制度	随時		職員から創意、工夫、考案の提案を広く求め、職員の士気の高揚を図り、事務改善及び能率向上に寄与するために職員提案制度を実施します。
(3) 職員内部研修	年3回以上	1回20名の参加	本会職員としての資質、知識の向上を図ります。

□ 人事考課制度等の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 任用委員会	随時		職員の採用や昇任における公平性を確保するため、採用試験委員会及び昇任選考委員会を開催します。
(2) 人事考課	6、12月	年2回	人事の公平性を確保するため、人事考課を行います。
(3) 職員の 自己申告制度	12月	年1回	自己申告に基づき、必要なヒヤリングを実施し、職員の職務状況等を把握し、適切な組織運営を図ります。

2. 調査研究

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 遺贈寄付に関する 調査研究	通年		地域で暮らした方が、人生最後に地域のためにお金を使う遺贈寄付について、先進地社協への視察や近隣市社協との情報交換などを通じて、研究を行います。

3. 連絡調整

□ 関係機関との連携の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 民生委員・児童 委員との連携	通年		狭山市民生委員・児童委員協議会に積極的に協力するとともに、地域福祉推進の主体として、協働、連携して地域の福祉活動やネットワークづくりに取り組みます。
(2) 行政・自治会等 との連携	通年		行政や自治会と協働、連携して、地域の福祉活動やネットワークづくりに取り組み

			ます。
(3) 狭山市介護保険サービス事業者協議会への参加	通年		狭山市介護保険サービス事業者協議会に参加し、介護保険関連情報の把握や介護保険事業の円滑な運営を行うとともに、協議会が企画する研修にも積極的に参加し、介護サービスの質の向上に努めます。
(4) 狭山市自立支援協議会への参加	通年	実務者会議 年 12 回 部会活動 随時	狭山市自立支援協議会に参加し、関係機関と連携を図り、地域の障害者福祉を推進します。
(5) 子育て支援ネットワークへの参加	通年	全体会 年 3 回 交流イベント・パネル 展参加 子育て支援 情報誌掲載 ・情報交換 会参加	さやま子育て支援ネットワークに参加し、子育て支援関連情報や団体の活動状況を把握し、子育て支援の質の向上に努めます。
(6) 日常生活圏域会議・地域ケア会議への参加	通年	8 圏域	地域包括支援センターが主催する日常生活圏域会議・地域ケア会議へ参加し、地域での情報共有、地域課題の把握に努めます。
(7) 社会福祉法人連絡会に関する意見交換会等の開催	通年	1 回	市内の社会福祉法人を対象にした地域における公益的な取り組みについての意見交換会や勉強会などを開催することで、社会福祉法人同士の連携の向上に努めます。

4. 普及・宣伝

□ 福祉情報の提供・啓発活動の推進

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 社協だより 「ふれあい」 の発行	4、7、10、 1 月	年 4 回 全戸配布	本会の広報紙として、市民・市内各施設・関係団体に対して事業の紹介や活動の周知に努めます。 また、今後の「ふれあい」の発行について、市の広報誌と協働し、自治会の負担を減らします。
(2) ホームページの 運営	通年	月 4 回 更新、 アクセス 月 7,000 件	ホームページを通して、市民が円滑に福祉サービスを利用できるように最新情報の提供に努めます。 Facebook や Instagram、YouTube との連携を図ります。
(3) 社協ガイドブック 配布	4 月 通年	1,000 部 作成配布	社協ガイドブックを配布し、事業の紹介や活動の周知に努めます。
(4) サロンマップ の更新、配布	随時		サロンマップを地域や関係機関へ配布し、サロンの持つ役割や地域のサロン情報について周知を図ります。 活動内容等の変更があった際は随時更新します。
(5) YouTube チャンネル等の活用による 情報提供の充実	随時		広く市民に福祉情報を提供するために YouTube チャンネル等による情報提供をします。
(6) Facebook による情 報提供	随時	週 1 回更 新	拡散機能のある Facebook を活用し、広く事業や活動の情報提供を行います。

(7) Instagram による 情報提供	随時	週 1 回更新	アカウントを Facebook と 連携させ、自動投稿で情報提 供を行います。
(8) ボランティア通信 の発行	6、9、12、 3 月	年 4 回 1 回 1,000 部発行	ボランティア活動等の情 報提供及び活動報告を行いま す。
(9) ささえあいだより の発行	5、10、1、 2 月	年 4 回 1 回 250 部発行	会員等に対し「ささえあ い」活動の情報提供及び活動 報告を行います。
(10) ふぁみさぼだよ りの発行	4、9、12 月	年 3 回 1 回 1,100 部発行	会員や子育て関連施設等 に対し「ふぁみさぼ」活動の 情報提供及び活動報告を行 います。
(11) 手話通訳者派遣事 務所だより 「手輪」の発行	4、7、10、 1 月	年 4 回 1 回 1,000 部発行	手話通訳者派遣事務所の 活動の情報提供及び活動報 告を行います。

5. 社会福祉大会の実施

事 業	実施時期	活動指標	事 業 内 容
狭山市社会福祉協議会 第 4 6 回社会福祉大会	2 月	市民会館 小ホール 来場者 300 名	社会福祉の発展に功績の あった個人、団体を顕彰す るとともに、市内の社会福 祉関係者等が一堂に集い、 相互の連携を深め、福祉活 動の更なる普及と充実を図 ることを目的に実施しま す。

6. 財源の確保

☐ 会員会費の拡充

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 一般会員の加入促進	6～8月	会費総額 7,000,000円	自治会の協力を得て、1口500円の一般会員等の募集を行い、事業財源の確保と市民サービスの充実を目指します。また、自治会空白域へのポスティングを行うなど、会員の加入促進に努めます。
(2) 賛助会員・特別会員の加入促進	6～8月		企業や篤志家等に対し、郵便振替、口座振り込みでの協力依頼のほか、役職員が市内工業会等、全市的な協力依頼を行い、新たな事業財源の確保に努めます。
(3) 事務局窓口及び社協事業等での加入促進	通年		本会が管理運営する社会福祉会館、狭山市駅東口事務所や老人福祉センター等の窓口で一般会員等の募集を行うとともに、自主事業を実施する際にも募集を行うことで、より一層の事業財源の確保と市民サービスの充実を目指します。

☐ 社会福祉活動基金の造成と運用

事業	実施時期	活動指標	事業内容
社会福祉活動基金の造成と運用	通年		社会福祉活動基金を造成し、国債等で運用を図ることで、その運用益を小地域福祉活動等の推進に活用します。

□ 埼玉県共同募金会狭山市支会への協力

事 業	実施時期	活動指標	事 業 内 容
(1) 戸別募金への協力	9～12 月	赤い羽根 共同募金 13,548,000 円	共同募金の配分金は、事業の有効な財源となるため、自治会等の協力のもと戸別募金へ協力します。
(2) 法人募金への協力	9～12 月	歳末たす けあい募 金 6,300,000 円	企業等に対し、郵送で協力を依頼するほか、役職員の訪問活動により、法人募金へ協力します。
(3) その他募金への協力	9～12 月		職域募金及び街頭募金、学校募金、個人募金のほか、地域歳末たすけあい募金へ協力します。

□ 事業財源の募集

事 業	実施時期	活動指標	事 業 内 容
(1) スポンサーの募集	随時	年 2 社	スポンサーとなる可能性のある企業等を把握し、広報紙、社協ウェブサイトバナー等での広告料を募るなど新たな財源の確保に努めます。
(2) 福祉事業助成金等の活用	随時		民間福祉事業助成金等の情報を把握し、新たな財源を確保し福祉事業に使用します。

7. 福祉教育

□ 福祉教育の充実・強化

事 業	実施時期	活動指標	事 業 内 容
(1) 福祉教育 サポーター養成 講座（対象：ボラン ティア、教員）	年 1 回 以上	10 名の 養成	学校等で福祉体験学習を指導する、または推進するボランティアを養成する講座を開催します。教育委員会とも協議を行い、教員の参加も

			促し、情報共有を図り、安心安全で有意義な福祉教育を行います。
(2) 福祉教育の推進 (対象：小、中、高校生、一般企業等)	通年	年間 17 件 25 メニュー 2,000 名の体験学習の実施	市内の小・中・高等学校に出向き、地域の方々と協力して児童・生徒に対する福祉体験の指導や、まちの福祉について考える講義等を通して福祉教育を推進します。また、当事者講話の他、あいサポート事業と連動し児童・生徒に対し地域共生社会に向けた障害理解の推進を行います。同様に、市内の企業や団体に対しても、福祉教育の推進を図ります。 学校のニーズを聞き取り、体験で終わらない福祉教育を目指します。
(3) 福祉教育メニューの見直し	通年		地域の状況も変化する中で、現状の地域課題、学校の要望等を分析し、メニューの改善や新規開拓につなげます。職員が積極的に外部の研修に参加し、見分を広げます。

8. 高齢者福祉

☐ 自主事業の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 福祉機器等の貸出し	随時	年 50 件	本会会員の介護保険認定者以外で、福祉機器等（車椅子、歩行器等）の必要な方へ原則 3 か月を期限に貸出しを行います。

(2) 介護用おむつ類の受け入れと活用	随時	年 100 件	家庭で不要となった介護用の紙おむつやリハビリパンツ、尿取りパッド等を受入れ、本会会員で必要としている方への支援として活用します。
---------------------	----	---------	--

9. 障害者福祉

☐ 自主事業の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 障害者団体等への助成	6 月	8 団体	当事者同士の交流や福祉活動の促進を目的に、障害者団体等の活動や事業に対し、助成を行います。なお、情報提供等には十分に配慮して実施します。
(2) 居宅介護事業	通年	利用者 25 名 サービス 提供時間 月 150 時間	障害者総合支援法の指定居宅サービス事業所として、契約者宅に身体介護や家事援助を行うためのホームヘルパーを派遣します。また、視覚障害者等の外出支援を行います。

☐ 市委託事業の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 手話通訳者派遣事業	通年	年 600 件	手話通訳や手話通訳者派遣のコーディネート、登録手話通訳者の研修等を行います。
(2) ハンディキャブの運行・貸出	通年	運行事業 年 1,500 件 貸出事業 年 80 件	障がいの程度が重く、車椅子を使用している方、または、歩行することが困難な方が積極的に社会参加できるよう、移送サービス等を行います。

10. 児童福祉・母子（父子）福祉

□ 自主事業の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
子ども食堂への支援 ①子ども食堂への助成	通年	5～7 団体	地域での子育てを推進するため、子ども食堂を実施する団体への食糧費など運営にかかる経費の一部を助成します。
②子ども食堂マップの作成、配布	通年		子ども食堂の普及を目指して、市内の子ども食堂の情報収集をし、子ども食堂マップを作成、配布します。
③子ども食堂のネットワークとの連携	通年		子ども食堂運営者のネットワークと連携し、情報の共有を図ります。
④子ども食堂に関する運営相談	通年		子ども食堂の運営を計画または実施している団体からの各種相談を受け付け、協力が得られそうな地域の団体等の紹介や調整を行うなどのサポートをします。

□ 市委託事業の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) ファミリー・サポート・センターの運営 病児・病後児預かり（新登録可）	通年	会員数 1,100 名 活動件数 3,000 件 研修会 9 項目 24 時間 会員交流会 3 回	子育ての手助けが必要な方（預ける会員）と子育ての手助けができる方（預かる会員）が会員となり、お子さんの送り届けやお迎え、お預かりなど仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる環境づくりに取り組みます。 また、病児・病後児の預かりを行います。 併せて、預かる会員が援助

			を行うために、適切な知識を深めるための研修会を開催します。
(2) 産前・産後ヘルパー派遣事業	通年	派遣申し込み登録者数 20 名 派遣件数 100 件 研修会 年 1 回	妊娠中の方や産後の方が、家庭で安心して生活できるように産前・産後ヘルパーが家庭を訪問し必要な家事や育児のお手伝いや相談を行います。 また、提供者が円滑に活動できるように研修会を開催します。
(3) 養育支援訪問事業	通年	必要時	養育支援の必要があると判断された家庭に対し、市からの要請でヘルパーを派遣し、育児、家事援助を行います。

1 1. 介護保険事業

□ 介護保険事業所の運営

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 訪問介護事業	通年	利用人数 月 30 名 サービス提供時間 月 200 時間	介護保険制度の指定居宅サービス事業所として、身体介護や家事援助を行うため訪問介護員を派遣します。

□ 市委託事業の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 狭山台地域包括支援センターの運営	通年	相談件数 500 件／月 介護予防ケアプラ	今年度は、2025 年問題といわれる年を迎え、増加し続ける相談に、専門性を活用しながら、真摯に丁寧に対応していきます。

		ン件数 130 件／ 月 介護予防 教室 44 回／年 圏域会議 4 回／年 家族介護 者交流会 2 回／年 (地域ケ ア会議 12 回、百歳 体操サポ ーター養 成 7 回、 オレンジ カフェ 3 回、チー ムオレン ジ会議 6 回、ファ イブコグ 講座 2 回)	1 つ目は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者や家族など関係者の方々の介護や福祉などについての総合的な相談に応じます。また、高齢者だけではなく、地域住民の方々に関するさまざまな相談を受け止め、必要なサービス等につないだり、虐待防止への対応や成年後見制度の活用支援を行います。 2 つ目は、介護保険の要介護認定で「要支援 1」「要支援 2」と認定された方や、要支援者に相当する状態等の方を対象に、一人ひとりの生活に合わせた介護予防サービスや生活支援サービスの調整を行う介護予防ケアマネジメントを行います。また、地域のケアマネジャーが円滑に業務に取り組めるよう支援し、より暮らしやすい地域にするため関係機関とのネットワークづくりを行います。その一環として、圏域会議において、医療福祉の専門職と地域住民がつながる場として、高齢者関連の地域課題の話し合いをしています。またその解決の手がかりとして個別の困難事例検討も行っています。(孤立死防止、8050 問題、ゴミ屋敷問題等) 3 つ目は、孤立しがちな介
--	--	--	---

			護者同士のつながりをもつ機会を提供していきます。隙間時間でもリラックスできるようにご近所情報の紹介をしていきます。 4つ目は、高齢化率が高い地域において、お互いさま意識の醸成につとめ、介護予防講座を通じて学びあう機会から地域のつながりをつくり、孤立防止対策につなげていきます。 5つ目は、地域住民や社会資源とのつながり構築の一環として、第2層協議体との連携、夏祭り等地域の行事へ協力していきます。 6つ目は、遠方に住む高齢者家族への広報周知として、Instagramのアカウント開設を検討します。
(2) 水富地域包括支援センターの運営	通年	相談件数 450 件／月 介護予防ケアプラン件数 90 件／月 地域ケア会議 12 回／年 介護予防教室 2 回／年 圏域会議 4 回／年 認知症サ	地域の高齢者やその家族に対する総合的な支援を行います。 相談支援：高齢者や家族からの様々な相談に応じ、必要なサービスにつなぎます。 ケアプラン作成：要介護認定を受けた高齢者に対して、個々の状況に合わせたケアプランを作成し、サービスを提供します。 地域包括ケアシステムの構築：地域の医療機関、介護施設、福祉サービス事業者などとの連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築を推

		ポーター 養成講座 年 2 回	進します。 地域住民への啓発: 介護 保険制度や地域で提供され ているサービスに関する情 報を住民に分かりやすく伝 えます。
--	--	-----------------------	---

1 2. 歳末たすけあい配分事業

☐ 歳末たすけあい配分事業の充実・強化

事 業	実施時期	活動指標	事 業 内 容
歳末たすけあい支援金 (高校進学支度金給 付) 事業	2～3 月	30 件	生活困窮世帯の子どもに 対し、高校等への進学にあ たっての支度金を給付する ことで、生活困窮世帯の子 どもの教育に対する負の連 鎖を緩和し、子どもの学習 意欲を向上させることで、 将来的な生活困窮状態か らの脱却を図ります。

1 3. 相談体制の強化

☐ 定期相談の継続・専門相談の充実

事 業	実施時期	活動指標	事 業 内 容
(1) 弁護士による心配 ごと相談事業	月 1 回 (予約制)	1 回 4 件 の実施	社会福祉会館において、 住民のかかえる生活上の 悩みごと、困りごとの解 決に取り組むため、弁護 士による法律関係の相 談を行います。
(2) 健康相談事業	通年	各館週 1 回の実施	老人福祉センター 3 館 において、各館の実情に よって、看護師による高 齢者を対象とした健康 相談を行います。

(3) 相談支援体制の 充実	随時		社会福祉会館、狭山市駅東口事務所、老人福祉センター等において福祉、介護などの相談に応じ、必要に応じて適切な専門機関を紹介し、問題解決に必要なサービスにつなげるための助言・援助を行います。
-------------------	----	--	---

□ 権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業、法人成年後見事業）
の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 福祉サービス利用 援助事業 (県社協委託事業)	通年	年間契約 件数 30 件 相談件数 1,300 件	判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理サービスを行うことにより、地域で安心して生活を送ることができるよう支援します。
(2) 法人成年後見事業	通年	年間受任 件数 5 件	地域におけるセーフティネットの一環として、本会が法人として成年後見人等になり、判断能力の不十分な方を支援します。（法人後見の受任）
(3) 権利擁護法律相談 (市委託事業)	月 1 回 (予約制)	1 回 4 件の 実施	成年後見制度や虐待・権利侵害等に対する法律相談を実施します。
(4) 中核機関の運営 【一部新規】	通年	相談 300 件 講演会 1 回 研修会 4 回 交流会 6 回 協議会 2 回	成年後見制度の利用促進のための中核機関として「さやま成年後見センター」を位置づけ、①普及啓発、②相談、③後見人支援を行い、判断能力の有無に関わらない地域づくりを推進します。 成年後見制度の利用につながる福祉関係者へ研修を行うなど、制度利用の検討が必要

			な方がいた場合に相談へつながりやすくなる環境の整備に努めます。専門職後見人や親族後見人に対する後見人同士の交流などの支援体制づくりに努めます。 また、権利擁護支援を通じた地域づくりを推進するための協議会を新たに狭山市と運営していきます。
--	--	--	--

□ 生活困窮者自立支援事業等の生活困難者への総合相談の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 生活困窮者自立支援事業の受託 (市委託事業)	通年	初 回 相 談 400 件 累 計 相 談 5,000 件 プ ラ ン 策 定 件 数 200 件 市 内 15 か 所 へ パ ン フ レ ッ ト を 設 置	平成27年度から福祉事務所を設置する自治体での必須事業として実施されている「生活困窮者自立支援事業」の受託をし、窓口名称を「くらし・しごと相談支援センターさやま」として、①自立相談支援事業、②家計改善支援事業、③就労準備支援事業を行います。 また、生活困窮者支援を通じた地域づくりを進めるため、地域でのパンフレットの配布や、事業説明等を行うことで、秘かに悩む生活困窮者は身近に存在し、支援を求めていることを理解していただけるよう努めます。 更に、生活困窮者の就労先の確保や、社会復帰には企業・事業所での訓練等による協力や理解が何より必要であることを知っていただくため、企業・事業所にもパンフ

			レットの配布や、要望に応じて事業説明等を行うことで普及啓発に努めます。
(2) 住居確保給付金の受付	通年		狭山市から受託している生活困窮者自立支援事業について、家賃支援と就労支援を行う住居確保給付金の受付を行います。 なお、住居確保給付金の受付を行うにあたり、狭山市やハローワークとの連携をし、コロナ禍での生活困窮者の生活再建を支援します。
(3) 狭山市緊急自立支援給付事業	通年	年間 20 件	生活困窮者の伴走支援をするにあたり、生活再建の第一歩として緊急を要する際に、つなぎ資金の給付を行います。
(4) 就職活動のためのデジタル支援		年 1 回	就労支援セミナー時にブースを設けて、就職活動に必要な機能（履歴書の作り方等）を使えるようにするための講座を開設します。
(5) 就労支援セミナー・合同就職面接会事業		年 1 回	働きたい人と人材確保をしたい企業との出会いの場となる事業を企画。また、企業で戦力となって働いている方々からのメッセージを伝える機会となるセミナーを開催します。
(6) 無料職業紹介所の運営	通年		生活困窮者自立支援事業の中での就労支援を強化するため、無料職業紹介所を運営します。求職登録者や求人登録企業が増えるよう宣伝をしていきます。
(7) 彩の国あんしん	通年	60 件	平成 26 年度から始まった

セーフティネット 事業への協力		連絡会議 年 2 回	埼玉県内の社会福祉法人が行 う社会貢献活動である、「彩の 国あんしんセーフティネット 事業」への協力をしていくた め、埼玉県社会貢献基金への 拠出をするとともに、生活困 窮世帯への支援をしていく社 会福祉施設と連携を図りま す。
(8) 生活支援物資の受 け入れと活用	通年	活用件数 300 件	防災用の食品・缶詰・レト ルト食品・カップ麺や、未使 用のテレホンカード、切手な ど、家庭等に眠る生活支援物 資の寄付を募り、生活困窮者 支援として活用します。
(9) 通信手段がない方 への L I N E を利 用した新たな通信 手段の提供	通年		生活困窮者で通信料が支払 えずに連絡手段が無い方へ、 無料コミュニケーションツ ール L I N E を利用できるよう に専用アドレスを設けていま す。通信手段を確保するまで の間、連絡を絶たない様に、 情報提供をしています。
(10) フードバンク・フ ードパントリー等 との連携	通年		生活困窮者支援の一環とし て有効な社会資源であるフー ドバンク等と連携をすること で、実効性のある生活困窮者 支援を行います。 また、団体育成のため、フー ドバンクやフードパントリー 等への支援を推進するととも に、各団体との連携を図りま す。

(11) 生活福祉資金や福祉サービス利用援助事業等との連携	通年		本会の既存事業である生活福祉資金や福祉サービス利用援助事業等と連携をすることで、実効性のある生活困窮者支援を行います。
(12) トータルサポート室・生活保護担当部署等との連携強化	通年		生活困窮者自立支援事業の相談窓口を市役所内にも設置することで、市役所内で生活困窮者に関わりのある部署との連携強化を図ります。

14. 人材育成

□ 人材育成の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 手話講習会 (市委託事業)	通年	講習会受講者 25名	手話通訳者養成講習会に繋げるための手話講習会と手話通訳者を養成するための手話通訳者養成講習会を行います。受講者の確保のために広報活動、情報発信を広く行います。 【開講予定コース】 ・手話講習会（入門・基礎） ・手話通訳者養成講習会（通訳Ⅰ）
(2) あいサポーター養成講座（市委託事業） ① あいサポーター研修の実施	通年	36回	住民が、障がいの多様な特性を理解し地域共生社会の実現を目的として、障がいや障がい者への理解を促進するための講座の開催を行います。
② メッセンジャー研修の実施	通年	2回	あいサポーター研修の講師となる者を養成するための講座を開催します。
③ あいサポーターキッズ研修の普及	通年	5回	あいサポーター研修を小学生にもわかりやすく工夫

			し、福祉教育事業と連動し地域に広げます。また、状況に合わせてオンラインで開催を行います。
④あいサポート企業・団体の認定の推進	通年	5 団体	あいサポーター研修を受講した企業や団体を認定し、地域に貢献団体を増やします。
⑤あいサポートステップアップ講座の実施	通年	2 回	あいサポーター研修の受講修了者に対し、あいサポーターとしての意識の向上やステップアップを目的とした講座を開催します。
(3) 社会福祉実習、職場体験学習等の受け入れ	随時	受入れ人数 30 名	社会福祉士や介護福祉士、看護師養成のための実習及びインターンシップ、福祉職場見学希望者等を受け入れ、福祉人材の育成を行います。

15. 市民への福祉出前講座

□ 福祉出前講座の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
福祉出前講座	随時	年 6 回 100 名	地域福祉活動の浸透を図るため、市民からの要望に応え、地域福祉活動に関する出前講座を実施します。 (講座例) ・社会福祉協議会について ・成年後見制度やあんしんサポートねっとについて ・住民参加型有償福祉サービスやボランティア活動、ふれあいサロンについて ・小地域福祉活動について ・コミュニティコーピング体験会

			・「認知症世界の歩き方」実践ワークショップ ・つながりサポーター養成講座 ・生活困窮者自立支援事業について など
--	--	--	--

16. 福祉資金の貸付等

□ 資金の相談及び貸付の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 援護資金	通年	貸付件数 80 件 相談件数 300 件 ※相談件数には生活援護資金を含む。	低所得世帯で臨時の出費や収入減少、不慮の事故、災害その他の理由で生計困難、不安な世帯に対し、貸付を行うことで経済的自立を助長し、生活の安定を図ります。 なお、生活保護申請中または受給中の世帯からの償還については代理納付を基本とし償還困難にならないように生活保護ワーカーと連携します。
(2) 生活援護資金	通年	貸付件数 100 件	生活困窮者自立支援事業と連携を図りつつ、市内の生活困窮者に対して、短期間の繋ぎ資金として貸付を行います。
(3) 福祉資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年	貸付件数 35 件 相談件数 400 件 ※上記件	生活困窮者自立支援事業と連携を図りつつ、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進のため、福祉資金の貸付を行います。

(4) 総合支援資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年	数は、 (3)福祉資金 (4)総合支援資金 (5)教育支援資金 (6)不動産担保型生活資金	生活困窮者自立支援事業と連携を図りつつ、自立が見込まれる失業者に対し、生活再建までの間に必要な生活費等の貸付を行います。 また、コロナ禍での特例貸付として、生活再建までの間に必要な生活費等の貸付を行います。
(5) 教育支援資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年	(7)埼玉県障害者福祉資金 (8)臨時特例つなぎ資金も含まれます。	低所得者に対し、高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費や、入学に際し必要な経費の貸付を行います。
(6) 不動産担保型生活資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年		低所得または要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活費の貸付を行います。
(7) 埼玉県障害者福祉資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年		社会福祉法人、NPO、任意団体が、新規に障害者福祉施設を開設する経費及び既存の障害者福祉施設を整備する経費の貸付を行います。
(8) 臨時特例つなぎ資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年		住居のない離職者に対し、公的給付制度または公的貸付制度の申請から決定までの間に必要な生活費の貸付を行います。

□ 生活福祉資金（特例貸付）へのフォローアップ

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 生活福祉資金（特例貸付）等の借受人への償還支援	通年		埼玉県社会福祉協議会から受託している生活福祉資金について、特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金初回・延長・再貸付）の償還についての問い合わせや、償還の困難

			な世帯の相談を受け償還猶予申請の手続き等を援助し、生活困窮者自立支援事業における自立相談支援機関と連携をとり、生活困窮者の生活再建を支援します。
(2) 生活福祉資金（特例貸付）等の借受人への相談支援	通年		埼玉県社会福祉協議会から受託している生活福祉資金について、特例貸付の償還猶予延長申請者と個別面談を実施します。償還免除の支援や、償還困難者に対しては、多重債務窓口を案内するなどし、円滑な債務整理の相談につなげます。埼玉県社会福祉協議会と連携し情報共有を図ります。 また、特例貸付を受けた方々に対して、生活困窮者自立支援事業における自立相談支援機関と連携し、コロナ後の生活困窮者の生活再建への相談支援を行い、適切な支援につなげていきます。

□ 緊急援護の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 法外援護	通年		旅行困難者に対して、旅費交通費の一部を援護します。
(2) 災害援護	通年		災害にあった世帯に対し、見舞金を支給します。

17. 地域福祉活動の推進

□ 小地域福祉活動の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 支部社会福祉協議会への活動支援	通年		支部社会福祉協議会の活動を支援することにより、小地域における福祉活動(会食、配食、友愛訪問、茶話会、サロン、見守り活動等)の推進を図ります。
(2) ふれあいサロン推進事業	通年	研修会、情報交換会 年1回開催、運営費助成12団体	高齢者、障害者、子育て中の親子などを対象としたふれあいサロンの立ち上げ支援や、その後5年間の事業運営経費を助成します。 また、サロンを全市的に拡充し、市内サロンのネットワーク化を図ります。
(3) 狭山市コミュニティサロン協議会の運営	通年	定例会 年2回開催 情報登録の受付、更新	狭山市内の多機能サロン、コミュニティカフェ等のネットワーク管理と協議会の運営を行います。
(4) 地域わくわく事業	通年	8地区 20団体	地域を応援する仕組みとして、自治会で行う地域福祉活動に対して助成を行うことで、自治会を中心とした地域コミュニティの再構築を図ります。
(5) 民生委員・児童委員協議会への支援	通年		地域福祉活動の要である民生委員・児童委員協議会の活動を支援し、地域福祉活動の推進を図ります。

(6) 地域福祉活動スタートアップ助成事業	7月	5団体	新たに設立された地域福祉活動団体への立ち上げ時の設備費用・運営費等や既存の団体が新たな活動を始め際の設備費用・運営費等の助成を行うことで、団体の基盤強化を図り、地域福祉活動の活性化につなげます。
(7) ユニバーサルスポーツ用具貸出	通年	年 60 件	ユニバーサルスポーツ用具の貸し出しを行い、ユニバーサルスポーツを通して高齢者の健康づくりや世代間での交流、仲間づくりを促進します。
(8) イベント機器の貸出 【新規】	通年		地域活動を推進する団体に対して、行事に使用できるイベント機器の貸し出しを行い、団体が行う地域活動の支援を行います。

18. 施設の管理運営（指定管理者）

☐ 本会運営施設の管理

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 狭山市社会福祉会館の運営管理	通年		地域福祉活動の拠点として社会福祉会館の管理を行います。既存の利用者に向けたメール連絡網等での情報発信や新規利用者への周知を通して利用者の増員を図ります。 また、これからの地域福祉を担う可能性のある学生を中心とした若者に社会福祉会館の存在を知ってもらうため、学校の長期休暇期間に学習スペースとしての

			開放を検討します。
(2) 老人福祉センター の運営管理	通年		高齢者福祉の拠点として、高齢者や高齢者団体に対し自主活動の支援や協力を行います。また、生活や健康などの相談に応じ各種情報提供に努めます。 健康寿命を延ばして自分らしく暮らすために、介護予防の啓発や生きがいづくり、仲間づくりの場として健康増進及び介護予防事業の充実、各種教養講座の開催、たまり場活動、レクリエーション活動を行います。さらに苦手意識の強いデジタル活用支援を継続します。 また、老人クラブや地域の関係機関との連携を深め、利用者の増員に努めます。

19. ボランティアセンター

☐ ボランティアセンター機能の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 登録ボランティア グループ会議	4月	参加者 17団体	ボランティアグループの実績報告、助成金申請の説明等を行います。併せて、団体間の情報交換の機会とします。

(2) あなたにもきっと 見つかるボランティア講座	6 月	受講生 10 名	ボランティア入門講座を 実施し、地域活動の担い手と なる人材を養成します。
(3) 世代間交流事業	8 月	参加者 小学生～ 大学生 10 名 大人 15 名	夏休みの生徒等を対象に、 老人福祉センターや地域の 拠点に集う様々な世代との 交流を図ります。
(4) 災害ボランティア 講座	7 月	受講生 20 名	災害ボランティア活動や 災害ボランティアセンター の立ち上げ、運営に関わる講 座を行います。
(5) 災害ボランティア センターの立ち上 げ訓練	11 月	災害ボラ ンティア 60 名 参 加での訓 練等	災害の被害を受けた方へ の対応や支援、災害ボランテ ィアの受け入れを想定した 災害ボランティアセンター の立ち上げ訓練を行います。
(6) 猫の終生預かり ボランティア養成 講座	年 2 回	受講生 25 名	高齢者のための生きがい 創出と住民孤立に伴う地域 課題の解決を目的として猫 の預かりを行うボランティ ア養成講座を行います。
(7) 分野別ボランティ ア養成講座	年 1 回	受講生 10 名	点字や朗読などの専門知 識を学び、地域活動の担い手 となる人材を養成します。
(8) 地域共生のための 仲間づくり講座	年 1 回	受講生 10 名	多様な世代が関心のある 学びや体験を通して、仲間づ くりや地域の支え合い活動 に関わるきっかけとします。
(9) 傾聴ボランティア 養成講座	5～6 月	受講生 15 名	要支援者の話を聴き、心に 寄り添った支援を実践する ため、地域住民を対象に傾聴 に関する知識や技能を学ぶ 講座を実施し、積極的に傾聴 ボランティアの養成を図り

			ます。 過去の受講生や、現在ボランティアとして活動している方を対象としたスキルアップ講座の開催も検討します。
(10) 福祉教育サポーター養成講座 【再掲】	9 月	受講生 10 名	小中学生を対象に高齢者や障がい者に関する福祉の授業をするサポーターを養成します。講座修了後も勉強会などを行い、受講生のフォローアップを行い、その後は実際の福祉教育に同行してもらいます。
(11) 車いすメンテナンスボランティアの活動支援	月 1 回 延 12 回		車いすメンテナンスボランティア講座の修了生を中心に、社協の車いすを点検、修繕するボランティア団体へ、新規メンバーの募集などの支援を行います。
(12) 共学支援プログラム	5～7 月	参加者 10 名	障がい者、支援籍学習を地域で支えるボランティアの育成を目的に狭山特別支援学校と連携し、共学支援プログラムを提供します。
(13) ボランティア保険の取扱い	通年	活動保険 2,000 件 行事用保険など 200 件	ボランティア活動における事故やケガなどを補償するためのボランティア保険を取扱います。
(14) 彩の国ボランティア体験プログラムの開催	7～2 月	延 60 メニュー 参加者 延 100 名	ボランティア活動プログラムを提供し、ボランティア活動へ取り組む機会を提供します。 需給調整等で使用するシステムを導入し、業務の効率化を図ります。

(15) 地区ボランティアセンターの設置支援	月 1 回～	年 60 件の相談	集会所等でボランティアの発掘やニーズの調整等の仕組みづくりを進めます。
(16) ボランティア活動の需給調整等	年間	調整件数 年間延べ 500 件 活動者数 延べ 1,000 名	ボランティア活動の紹介、活動依頼、相談等を行います。 需給調整等で使用するシステムの改良を行い、調整機能の強化を図ります。

20. 有償福祉サービスささえあい狭山

☐ 有償福祉サービスささえあい狭山の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 有償福祉サービス ささえあい狭山の 運営	通年	会員数 300 名 活動時間 月 400 時間 稼働人員 月 50 名 活動件数 月 450 件	利用者の細かなニーズに対応した各種サービスの提供を市民活動の一環として行います。 また、地域の有償福祉サービス団体の実情を鑑み、ささえあい狭山の運営も検討してまいります。
(2) 有償福祉サービスの需給調整等	通年		利用者、提供者の実情に応じた適切な需給調整を行います。
(3) 研修会・説明会等の開催	随時	研修会 随時 説明会 随時 講座 年 1 回 運転講習会 随時	研修会・説明会を随時行い、より良いサービス提供の推進に努めます。 また、会員の生活向上のための講座（提供・利用共通）を行います。

2 1 . 収益事業

□ 収益事業の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 飲料水等販売	年間	150,000 円	社会福社会館、狭山市駅東口事務所、老人福祉センター3館（宝荘・寿荘・不老荘）、サンパーク奥富、教育センター、保健センターに自動販売機を設置し、飲料水等の販売を行います。
(2) 切手及び収入印紙の販売	年間	250,000 円	社会福社会館で個人及び市役所、会社等へ切手等の販売を行います。